

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人エル・ファロ（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員が、この法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または監査業務にあたった場合は、職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬等を支給する。
- 3 第1項に定める業務について、同日にあわせて行った業務に対しては、報酬等は支払わないものとする。
- 4 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員及び評議員の報酬等の額は、別表1に定めるものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要

するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法はこの法人の職員給与規程に準ずる。
- 3 非常勤役員及び評議員が、第3条に定める業務等に当たった場合、別表2に定める交通費を支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員及び評議員が、この法人の業務のため出張する場合、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、実費相当額に準じ出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

- 第6条 常勤役員の報酬等は、翌月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出によりこの法人で立替えた金額等があった場合は、その金額を控除して支給する。

（公表）

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補則）

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月24日から施行し、第6条第2項の規定を除き平成29年4月1日から適用する。

別表1 役員及び評議員の報酬等の額（1日あたり）

	理事	監事	評議員
理事会、評議員会に出席した場合	10,000 円	10,000 円	5,000 円
監事監査業務にあたった場合		10,000 円	
所轄庁等による法人監査、施設監査等に立会う場合		5,000 円	
入札等に立会う場合	5,000 円	5,000 円	5,000 円
法人の業務のための出張及び会議等へ出席する場合(市内を除く)	5,000 円	5,000 円	5,000 円

別表2 非常勤役員及び評議員の交通費の額（1日あたり）

	金額
居住地(市内)から片道2km未満	0 円
居住地(市内)から片道2km以上10km未満	200 円
居住地(市内)から片道10km以上	500 円
居住地(市外)から	合理的な運賃等相当額